

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

| | |
|---|---|
| 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）（抄） | 1 |
| 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）（抄） | 2 |
| 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）（抄） | 4 |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）（抄） | 7 |

特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

一 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの

二 当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

三 当該機械器具の設計又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの

四 当該機械器具の小売販売（事業者への販売を含み、販売を業として行う者への販売を除く。以下同じ。）を業として行う者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となつたものについて当該機械器具の小売販売を業として行う者による円滑な収集を確保できると認められるもの

5・6（略）

（引取義務）

第九条 小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者（以下「排出者」という。）から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

一 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

二 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

（再商品化等実施義務）

第十八条 (略)

2 製造業者等は、前項に規定する再商品化等をするときは、政令で定める特定家庭用機器廃棄物ごとに、生活環境の保全に資する事項であつて、当該再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切であるものとして政令で定める事項を実施しなければならない。

(再商品化等の基準)

第二十二條 製造業者等は、引き取つた特定家庭用機器廃棄物について、毎年度、特定家庭用機器廃棄物ごとに政令で定める再商品化等を実施すべき量に関する基準に従い、その再商品化等をしなければならない。

2 (略)

特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十年政令第三百七十八号)(抄)

(特定家庭用機器)

第一条 特定家庭用機器再商品化法(以下「法」という。)第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

- 一 ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)
- 二 テレビジョン受信機(ブラウン管式のものに限る。)
- 三 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 四 電気洗濯機

(再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項)

第二条 法第十八条第二項の政令で定める特定家庭用機器廃棄物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める事項は、同欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

前条第一号に掲げる特定家庭用機器

特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>器が廃棄物となったもの</p> | <p>製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> |
| <p>前条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの</p> | <p>一 特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> <p>二 特定家庭用機器廃棄物に使用されていた断熱材で特定物質等を含むものに係る次のイ又はロに掲げる事項</p> <p>イ 当該断熱材に含まれている特定物質等を回収して、これを自ら断熱材その他製品の原材料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> <p>ロ 当該断熱材を自ら断熱材その他製品の原材料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又はその破壊（当該断熱材に含まれている特定物質等を破壊することができる方法によるものに限る。）をすること。</p> |

2 前項の表の下欄に規定する「特定物質等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質
- 二 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン

（再商品化等の基準）

第三条 法第二十二條第一項の政令で定める再商品化等を実施すべき量に関する基準は、当該年度において再商品化等をした次の表の上欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物について、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化等をされたものの総重量の当該特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する割合が、それぞれ同表中欄に掲げる割合以上であり、かつ、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化をされたものの総重量の当該特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する割合が、それぞれ同表下欄に掲げる割合以上であることとする。

| | | | |
|---|-----------------------------|--------|--------|
| 一 | 第一条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの | 百分の六十 | 百分の六十 |
| 二 | 第一条第二号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの | 百分の五十五 | 百分の五十五 |
| 三 | 第一条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの | 百分の五十 | 百分の五十 |
| 四 | 第一条第四号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの | 百分の五十 | 百分の五十 |

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）（抄）

別表（第一条関係）

| 特定物質の種類 | 特定物質 | オゾン破壊係数 |
|-----------------|--|---------------------------------|
| 一 議定書附属書Aのグループ | (一) トリクロロフルオロメタン（別名CFC 一一） (二) ジクロロジフルオロメタン（別名CFC 一二） (三) トリクロロトリフルオロエタン（別名CFC 一一三） (四) ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC 一一四） (五) クロロペンタフルオロエタン（別名CFC 一一五） | 一・〇 一・〇 〇・八 一・〇 〇・六 |
| 二 (略) | (略) | (略) |
| 三 議定書附属書BのグループI | (一) クロロトリフルオロメタン（別名CFC 一三） (二) ペンタクロロフルオロエタン（別名CFC 一一一） (三) テトラクロロジフルオロエタン（別名CFC 一一二） (四) ヘプタクロロフルオロプロパン（別名CFC 二一一） | 一・〇 一・〇 一・〇 一・〇 |

| | | | | | |
|------|-----------------------------|-------|--------------------|-----------------------|-------|
| 1 | ククロロ | 一・一 | ジフルオロエタン(別名H C F C | 一四二b) | ○・○六五 |
| 2 | その他のもの | | | | ○・○七 |
| (一三) | ククロロフルオロエタン(別名H C F C | 一五一) | | | ○・○〇五 |
| (一四) | ヘキサククロロフルオロプロパン(別名H C F C | 二二二) | | | ○・○七 |
| (一五) | ペンタククロロジフルオロプロパン(別名H C F C | 二二二) | | | ○・○九 |
| (一六) | テトラククロロトリフルオロプロパン(別名H C F C | 二二三) | | | ○・○八 |
| (一七) | トリククロロテトラフルオロプロパン(別名H C F C | 二二四) | | | ○・○九 |
| (一八) | ジククロロペンタフルオロプロパン(別名H C F C | 二二五) | | | ○・○二五 |
| 1 | 三・三 | ジククロロ | 一・一・一・二・二・二 | ペンタフルオロプロパン(別名H C F C | 二二五 |
| | | | | | ○・○二五 |
| | | | | | ○・○三三 |
| 2 | 一・三 | ジククロロ | 一・一・二・二・三 | ペンタフルオロプロパン(別名H C F C | 二二五 |
| | | | | | ○・○三三 |
| | | | | | ○・○七 |
| 3 | その他のもの | | | | ○・○七 |
| (一九) | ククロロヘキサフルオロプロパン(別名H C F C | 二二六) | | | ○・○一〇 |
| (二〇) | ペンタククロロフルオロプロパン(別名H C F C | 二二二) | | | ○・○九 |
| (二一) | テトラククロロジフルオロプロパン(別名H C F C | 二二三) | | | ○・○一〇 |
| (二二) | トリククロロトリフルオロプロパン(別名H C F C | 二二三) | | | ○・○二三 |
| (二三) | ジククロロテトラフルオロプロパン(別名H C F C | 二二四) | | | ○・○二八 |
| (二四) | ククロロペンタフルオロプロパン(別名H C F C | 二二五) | | | ○・○五二 |
| (二五) | テトラククロロフルオロプロパン(別名H C F C | 二四一) | | | ○・○九 |
| (二六) | トリククロロジフルオロプロパン(別名H C F C | 二四二) | | | ○・○一三 |
| (二七) | ジククロロトリフルオロプロパン(別名H C F C | 二四三) | | | ○・○一二 |
| (二八) | ククロロテトラフルオロプロパン(別名H C F C | 二四四) | | | ○・○一四 |
| (二九) | トリククロロフルオロプロパン(別名H C F C | 二五一) | | | ○・○一 |
| (三〇) | ジククロロジフルオロプロパン(別名H C F C | 二五二) | | | ○・○四 |

| | | |
|---------|------|---------------------------|
| 七〇九 (略) | (略) | (略) |
| | (三二) | クロロトリフルオロプロパン (別名HFC 二五三) |
| | (三三) | ジクロロフルオロプロパン (別名HFC 二六一) |
| | (三三) | クロロジフルオロプロパン (別名HFC 二六二) |
| | (三四) | クロロフルオロプロパン (別名HFC 二七一) |
| | (略) | (略) |

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百十三号)(抄)

(温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン)

第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項第四号の政令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

- 一 トリフルオロメタン(別名HFC 二三三)
- 二 ジフルオロメタン(別名HFC 三三二)
- 三 フルオロメタン(別名HFC 四一)
- 四 一・一・一・二・二 ペンタフルオロエタン(別名HFC 一二五)
- 五 一・一・二・二 テトラフルオロエタン(別名HFC 一三四)
- 六 一・一・一・二 テトラフルオロエタン(別名HFC 一三四a)
- 七 一・一・二 トリフルオロエタン(別名HFC 一四三)
- 八 一・一・一 トリフルオロエタン(別名HFC 一四三a)
- 九 一・一 ジフルオロエタン(別名HFC 一五二a)
- 十 一・一・一・二・三・三 ヘプタフルオロプロパン(別名HFC 二二七ea)
- 十一 一・一・一・一・三・三 ヘキサフルオロプロパン(別名HFC 二二七fa)
- 十二 一・一・二・二・三 ペンタフルオロプロパン(別名HFC 二四五ca)
- 十三 一・一・一・二・三・四・四・五・五 デカフルオロペンタン(別名HFC 四三一〇me)